平成２４年（フ）第４１８３号
東京都港区六本木３丁目17番10号
破産者　株式会社小野プランニング
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３４７号
兵庫県西宮市上甲東園１丁目12―12、開始決定時の住所東京都目黒区大橋１丁目10―１―2302
破産者　星野　恒徳
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８２１号
東京都中央区銀座７丁目15番８号
破産者　株式会社ユージーアドベックス
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２８号
東京都品川区旗の台４丁目８－４―101
破産者　那須　郁雄
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１２８号
大阪府豊中市北桜塚１丁目５番16号
破産者　株式会社友喜
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３０号
大阪市中央区内平野町２丁目１番９号　シグナスビル10階
破産者　ゼファー株式会社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７号
岡山県真庭市中島２番地１
破産者　丸大産業有限会社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１００４号
広島市中区鉄砲町５番16号
破産者　株式会社東広島リビング新聞社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
埼玉県熊谷市新堀867番地１
破産者　株式会社籠原モータース
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９２７９号
東京都新宿区大京町20番地３
破産者　株式会社パルアクティブ
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２２号
東京都立川市砂川町８丁目59番地の５ピエールトゥール601号
破産者　鈴木　直人
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４８７号
横浜市中区南仲通４丁目49番地４Ａ
破産者　ＫＷマネジメント株式会社
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３号
富山市三室荒屋70番地
破産者　畔田酒販株式会社
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
岐阜県加茂郡七宗町神渕4489番地
破産者　株式会社長谷部工務店
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1539番地
破産者　津田　卓男
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第９５９号
京都府八幡市男山吉井27番地３
破産者　株式会社山城技研
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６８号
山梨県笛吹市境川町小黒坂484番地、開始決定時の住所山梨県笛吹市境川町小黒坂1752番地５
破産者　滝沢　　宝
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７２号
北海道石狩郡当別町美里1654番地14
破産者　上田　正英
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６７号
北海道石狩市花川北３条３丁目６番地　公団住宅２―103
破産者　阿部　信昭
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９７号
埼玉県戸田市大字新曽880番地の２　グレース蔵前208号室
破産者　佐々木俊幸
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係